

第3次
もがみすこやか
子どもプラン
【概要版】

令和7年3月

山形県 最上町

I 本プランの概要

1 プラン策定の趣旨

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として市町村における策定が義務付けられた計画であり、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する必要があります。

本町においても、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の需要見込みに基づく提供体制の確保、実施時期等を定める市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2次もがみすこやか子どもプラン」を作成し、本プランに基づき、町が教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量とともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての理解や協力意識を高め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進しています。

第2次計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、計画対象者の実態やニーズ等を踏まえつつ、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3次計画を策定いたします。

2 計画期間

本プランの期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。今後の社会情勢や子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、計画期間最終年度となる令和11年度に計画内容の見直しを行い、次期計画を策定する予定です。

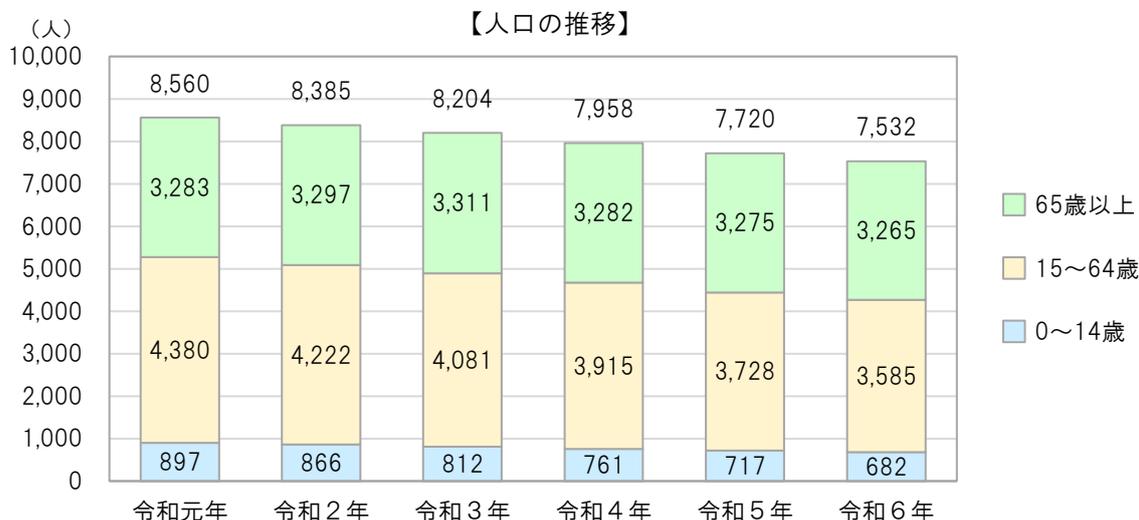
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第2次計画											
				見直し	第3次もがみすこやか子どもプラン						
									見直し	次期計画	



II 最上町の子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口推移

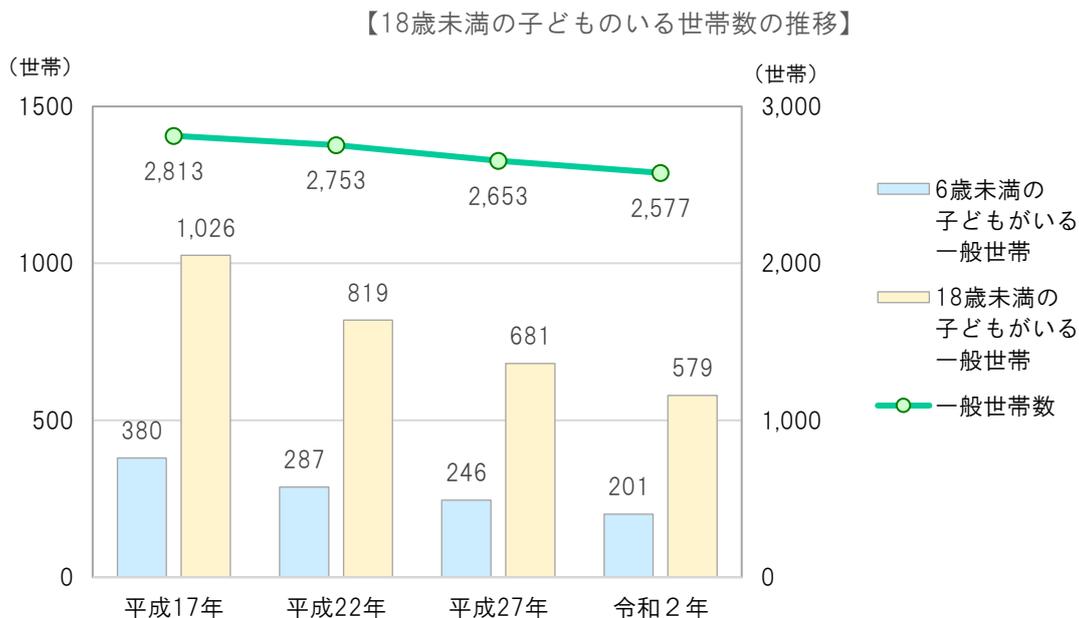
本町の人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在の人口は、7,532人となっています。また、0～14歳の年少人口についても同様に減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯の推移をみると、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯はともに減少しています。



資料：国勢調査（総務省統計局）

Ⅲ 本プランの基本的考え方

1 基本理念

子どもたちが健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのびと育ち、本町を愛し、いつまでも住み続けたいとなるよう、最上町に暮らすすべての子どもも、保護者も、地域も笑顔になれるプランのもと、地域全体が力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援する「子育て大国」の構築・実現を目指します。

【基本テーマ】

子どもすこやか ささえあい
安心子育て(ち)のまち もがみ

2 基本目標

基本目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの健やかな成長に向け、保護者が安心して子育てができるためには、子育て支援の一層の充実を図ります。

そのため、幼児期の教育・保育の確保や子育て支援事業の適切な実施を図るとともに、情報提供や相談対応などの総合的な支援の充実を図ります。

基本目標2 母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進

子どもが健やかに成長するためには、親子が心身ともに健康であることが大切です。そのため、子どもを安心して生み育てられるよう、母子保健医療の充実をはじめ、親の子育てへの不安や負担の軽減化にむけて、きめ細かな相談支援などの取り組みを進めます。

保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を進め、地域における総合的な保健医療体制の充実を図ります。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、この町を理解しこの町に将来住み続けようと思えることが将来のまちづくりにとって大切です。

このため、学校、家庭、地域社会が連携・協働し、最上町の特性である豊富な地域資源の活用による、地域全体の教育力の向上を目指します。家庭と地域の願いを理解し、「もがみの豊かな自然の中で個性や自主性を伸ばし、豊かな人間性と健やかに生きる力が身に付いた」と子ども自身が実感できるような子育て環境を整備をします。

基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備と地域社会の形成

子どもを安心して産み育てるためには、家族のみんなが暮らしやすく、子どもの安全も確保される生活環境が不可欠です。

このため、結婚と定住の双方を促進するとともに、公共施設、公園・児童遊園等、公共・公的施設における遊び場の確保や道路交通環境等の整備を推進します。さらに、夫婦が協力し合い、祖父母や地域が子育てを応援する中で、子育てに従事する夫婦の仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた環境づくりに取り組みます。また、ひとり親家庭への支援についても充実を図ります。

基本目標5 要保護児童への対応等に関する取り組みの推進

すべての子どもの最善の利益を実現する観点から、障がいのある子どもやひとり親の子どもなどに対して、それぞれの状況に応じた適切な対応・支援を図ることが必要です。また、必要な場合には、健やかな育ちが保障されるための支援や保護などが求められます。

このため、障がいのある子どもに対する特別支援教育等の推進、虐待を受けている児童の保護など、子どもや子育て家庭が置かれている実状や支援の課題を踏まえた多様な取り組みを推進します。

3 プランの体系

基本テーマ

子どもすこやか ささえあい 安心子育て(ち)のまち もがみ

基本目標		施策の方向
1	地域における 子育て支援の充実	(1) 育児に関する相談と情報提供の充実
		(2) 幼児期の教育・保育環境の整備
		(3) 子ども同士がふれあう遊び場と児童の放課後の居場所等の確保
		(4) 家庭や地域の子育て(ち)力の向上
		(5) 経済的な支援
2	母親並びに乳幼児などの 健康の確保と増進	(1) 妊娠・出産から乳幼児期の保健対策と小児医療の充実
		(2) 学童期・思春期等における保健対策
		(3) 食育の推進
3	子どもの心身の健やかな成長 に資する教育環境の整備	(1) 次世代を担う若者の自立支援
		(2) 幼保一元化教育の推進
		(3) 子どもがのびのびと元気に育つ教育環境の充実
4	子育てにやさしい生活環境の 整備と地域社会の形成	(1) 子育てを支援する生活環境の整備
		(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進
		(3) 子どもの安全を確保する取り組みの推進
		(4) 子どもの貧困問題に対する支援の充実
5	要保護児童への対応等に 関する取り組みの推進	(1) 特別支援児のいる家庭への支援の充実
		(2) 児童虐待の予防と早期発見・対応の充実
		(3) ひとり親家庭の支援の充実

IV 子ども・子育て支援事業計画

1 最上町の教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）のことで、「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」の記載が必要とされています。

本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど、地域の枠を越えて施設や事業が利用されることを考慮し、また教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要との考えにより、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、最上町全域（1区域）と設定しています。

2 教育・保育事業の量の見込み

(1)1号認定・2号認定【3-5歳】

単位:人	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	110	88	72	65	52	49
1号認定	9	8	6	5	5	4
2号認定	101	80	66	60	47	45

(2)3号認定

【0歳】

単位:人	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	3	0	1	1	1	1

【1歳】

単位:人	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	19	19	15	8	8	8

【2歳】

単位:人	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	18	20	15	10	11	11



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1)地域子育て支援拠点事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
延べ利用回数	1,100 人回	1,050 人回	1,000 人回	1,000 人回	1,000 人回

(2)妊婦健康診査

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
受診実人数	30 人	29 人	28 人	27 人	26 人
受診延回数	420 人回	406 人回	392 人回	378 人回	364 人回

(3)乳児家庭全戸訪問事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
訪問乳児数	21 人	20 人	19 人	18 人	17 人

(4)養育支援訪問事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
被訪問実人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
被訪問延べ人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

(5)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

今後も、現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(6)子育て短期支援事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ショートステイ利用回数	21 回	21 回	21 回	21 回	21 回
トワイライトステイ利用回数	14 回	14 回	14 回	14 回	14 回

(7)子育て援助活動支援事業(就学児対象)

本事業の利用対象と認められる児童がいる場合には、子育て支援センターがNPO等と連携し、利用への支援を図るなど、適切な対応に努めます。

(8)一時預かり事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
延べ利用人数	25 人日	25 人日	20 人日	20 人日	20 人日

(9)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
登録児童数	60 人	55 人	49 人	43 人	36 人

(10)延長保育事業

本町では、引き続き町内2か所の幼児施設における延長保育の実施体制の確保を図りながら、利用者のニーズにあわせた必要な事業量の確保を検討します。

(11)病児を保育する事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業))

現在、利用実績はありませんが、今後も現在の取り組みを継続しつつ、必要な事業量の確保を図ります。

(12)子育て世帯訪問支援事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
延べ利用人数	50 人日	70 人日	100 人日	150 人日	150 人日

(13)児童育成支援拠点事業

本事業の利用対象と認められる児童がいる場合には、NPO 等との連携を検討し、利用への支援を行うなど、適切な対応に努めます。

(14)親子関係形成支援事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用人数	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人

(15)妊婦等包括相談支援事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
妊娠届出数	22 人	21 人	20 人	19 人	18 人
1 組あたり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
面談実施合計回数	66 回	63 回	60 回	57 回	54 回

(16)乳児等通園支援事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児 延人数	0 人日	48 人日	36 人日	36 人日	36 人日
1歳児 延人数	0 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
2歳児 延人数	0 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日

(17)産後ケア事業

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
短期入所(ショートステイ)型	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
通所(デイサービス)型	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
居宅訪問(アウトリーチ)型	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

もがみすこやか子どもプラン 概要版 (子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策行動計画)



発行日 令和7年3月
発行 最上町
発行元 最上町教育委員会 こども支援課
住所 〒999-6101 山形県最上郡最上町向町 644
TEL 0233-43-21110 FAX0233-43-2345

